

様式第 20

中小企業等経営強化法に基づく導入促進基本計画の協議書

令和 5 年 6 月 1 8 日

北海道経済産業局長 岩永 正嗣 殿

斜里町長 山内 浩彰

中小企業等経営強化法第 4 9 条第 1 項の規定に基づき、別紙の導入促進基本計画の同意を得たいので協議します。

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

斜里町の人口は、昭和35年の18,371人をピークに減少を続け、最近10年でも約1割の人口が減少している（H26.3末：12,188人→R5.3末：10,549人（△13.4%） 住民基本台帳）。人口の減少とともに高齢化と生産年齢人口の減少が進行しており、この25年の間に高齢化率は20.4%（平成7年国勢調査）から33.6%（令和2年国勢調査）に上昇する一方、生産年齢人口は35.5%減少した（H7：9,647人→R2：6,221人 △35.5%）。

●年齢別人口構成

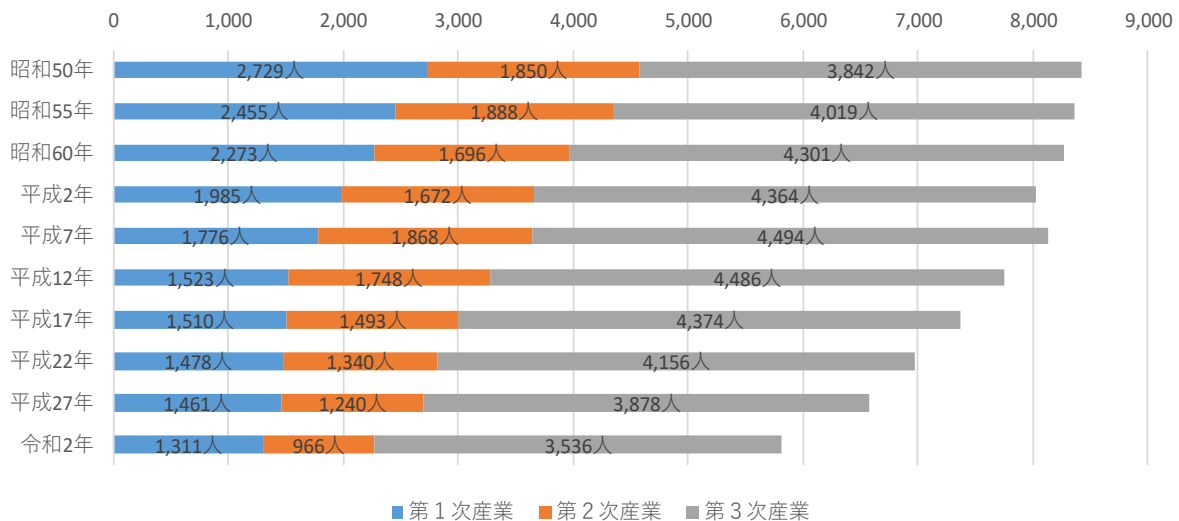
各年10月1日

年齢区分別	昭和60年		平成7年		平成17年		平成22年		平成27年		令和2年	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
0～14歳	3,510	22.0%	2,581	14.6%	1,684	12.5%	1,535	11.8%	1,426	11.6%	1,337	11.7%
15～64歳	10,789	67.6%	9,647	65.0%	8,563	63.8%	8,070	61.9%	7,139	58.4%	6,221	54.5%
65歳以上	1,654	10.4%	2,406	20.4%	3,184	23.7%	3,440	26.3%	3,666	30.0%	3,839	33.6%
不詳											21	0.2%
合計	15,953		14,634		13,431		13,045		12,231		11,418	

資料：国勢調査

●産業別就業者数の推移（15歳以上）

各年10月1日



※第1次産業：農林漁業
 ※第2次産業：鉱業、建設業、製造業
 ※第3次産業：情報通信、運輸、卸売・小売、金融・保険、不動産、飲食・宿泊、医療・福祉教育・学習支援、複合サービス、サービス、公務等

資料：国勢調査

斜里町の産業構造は、世界自然遺産に登録された知床半島を有し、鮭漁獲量 15 年連続日本一の漁業や小麦・馬鈴薯・甜菜を中心とする農業など、良好な自然環境の恩恵を受けた第 1 次産業の基盤の上に、食品加工・製造業を中心とした第 2 次産業や、知床観光に関係する宿泊業やサービス業といった第 3 次産業が発展してきた。

町内の 98% を占める中小企業において、人口減少と同様に、産業別の就業者数も減少していることから、労働生産性を向上させるための先端設備等の導入を支援していくことが、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第 49 条第 1 項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等導入を促すことで、地域経済の更なる発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に 6 件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率 3% 以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

斜里町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難く、幅広い設備において生産性の向上を図ることが必要であるため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第 7 条第 1 項に定める先端設備等全てとする。

ただし、町外中小企業者の整備する太陽光発電設備については、町内への経済波及効果及び雇用の創出が希薄であることから、対象外とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

斜里町内の中小企業が設備投資を行いやすい環境を整備することで、労働生産性の最大限の向上を目指すことから、斜里町全域を本計画の対象とする。

(2) 対象業種・事業

斜里町の産業構造においては、ひとつの産業に偏在しているとは言い難いことから、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT 導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携

等、多様であるため、本計画において対象となる事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業全てとする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月18日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、町全体及び商工労働分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用への配慮

町は、人員削減を目的とした取組を計画認定の対象としない等、雇用の安定に配慮するものとする。

(2) 健全な地域経済の発展への配慮

町は、公序良俗に反する取組や反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮するものとする。

(3) 町外中小企業者の認定

斜里町外の中小企業者が町内で新規に事業を行うために先端設備等を導入する場合は、斜里町の経済、雇用を支えるもののみを認定の対象とする。